

社会福祉法人名古屋厚生会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 母子生活支援施設「名古屋厚生会館愛のホーム」の設置経営
- (ロ) 生活保護授産施設「名古屋厚生会館クリーニングセンター」の設置経営
- (ハ) 母子生活支援施設「名古屋市五条荘」の指定管理受託経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 保育所「名古屋厚生会館第一保育園」の設置経営
- (ロ) 保育所「名古屋厚生会館第二保育園」の設置経営
- (ハ) 障害福祉サービス事業（名古屋厚生会館セルフ）の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業（名古屋厚生会館ワークス）の経営
- (ホ) 特定相談支援事業（名古屋厚生会館ワークス相談支援センター）の経営
- (ヘ) 障害児相談支援事業（名古屋厚生会館ワークス相談支援センター）の経営
- (ト) 放課後児童健全育成事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人名古屋厚生会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を名古屋市西区栄生一丁目2番2号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名が出席し、かつ、外部委員1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、一人当たり各年度の総額が30,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招

集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

- 5 評議員会には議長を置く。議長はその都度選任する。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4ヶ月超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事会には議長を置く。議長はその都度選任する。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1, 500 万円也

(2) 名古屋市西区則武新町一丁目 2306 番所在の名古屋厚生会館ワークス、名古屋厚生会館クリーニングセンター 敷地 (328.72 平方メートル)

(3) 名古屋市西区則武新町一丁目 2305 番所在の名古屋厚生会館クリーニングセンター 敷地 (273.19 平方メートル)

(4) 名古屋市西区栄生一丁目 204 番所在の名古屋厚生会館第一保育園 敷地 (204.79 平方メートル)

(5) 名古屋市西区栄生一丁目 203 番所在の名古屋厚生会館第一保育園 敷地 (235.14 平方メートル)

(6) 名古屋市西区栄生一丁目 212 番所在の名古屋厚生会館愛のホーム、名古屋厚生会館第一保育園 敷地 (474.87 平方メートル)

(7) 名古屋市西区栄生一丁目 202 番所在の名古屋厚生会館愛のホーム、名古屋厚生会館第一保育園 敷地 (875.86 平方メートル)

(8) 名古屋市西区栄生一丁目 201 番所在の名古屋厚生会館愛のホーム、名古屋厚生会館第一保育園 敷地 (702.64 平方メートル)

(9) 名古屋市西区名西一丁目 1024 番所在の名古屋厚生会館第二保育園 敷地 (215.26 平方メートル)

(10) 名古屋市西区名西一丁目 1025 番所在の名古屋厚生会館第二保育園 敷地 (436.63 平方メートル)

(11) 名古屋市西区名西一丁目 1021 番所在の名古屋厚生会館第二保育園 敷地 (102.21 平方メートル)

(12) 名古屋市西区名西一丁目 1022 番所在の名古屋厚生会館第二保育園 敷地

- (113. 25平方メートル)
- (13) 名古屋市西区名西一丁目1023番所在の名古屋厚生会館第二保育園 敷地
(98. 27平方メートル)
- (14) 名古屋市西区名西一丁目1020番所在の名古屋厚生会館第二保育園 敷地
(151. 62平方メートル)
- (15) 名古屋市西区名西一丁目1019番所在の名古屋厚生会館第二保育園 敷地
(112. 92平方メートル)
- (16) 名古屋市西区名西一丁目1025番地、1022番地、1024番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 名古屋厚生会館第二保育園 園舎1棟 (1, 387. 86平方メートル)
- (17) 名古屋市西区栄生一丁目204番地、203番地、212番地、202番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 名古屋厚生会館第一保育園 園舎1棟
(2, 146. 89平方メートル)
- (18) 名古屋市西区名西一丁目1021番地、1022番地、1019番地、1020番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 名古屋厚生会館第二保育園 園舎1棟
(269. 30平方メートル)
- (19) 名古屋市西区栄生一丁目212番地、202番地、201番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 名古屋厚生会館愛のホーム 母子生活支援施設1棟
(1, 890. 04平方メートル)
- (20) 名古屋市西区則武新町一丁目2305番地、2306番地、所在の鉄筋コンクリート、鉄骨、コンクリートブロック造陸屋根4階建 名古屋厚生会館クリーニングセンター、名古屋厚生会館ワークス 作業場1棟 (1, 376. 88平方メートル)
- (21) 名古屋市西区名西一丁目1015番所在の敷地 (6. 61平方メートル)
- (22) 名古屋市西区名西一丁目1016番所在の敷地 (125. 61平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第3条第2項に掲げる公益を目的とする事業及び同条同項に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、名古屋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、名古屋市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経

て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

- 第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の福祉増進に関する指導啓発事業（福祉センターの経営のうち、地域交流事業及びその他の事業）
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の福祉増進に関する指導啓発事業（福祉センターの経営する教室の収益に係る事業）
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第38条 前条第1項の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

- 第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、名古屋市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を名古屋市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、社会福祉法人名古屋厚生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は法人ホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	山 田	長太郎
理 事	服 部	宅三郎
理 事	星 野	兼 吉
理 事	三濃川	富 由
理 事	正 村	金 一
監 事	森 田	鉄之甫
監 事	水 谷	與 助

NAGOYA
KOUSEIKAI

附 則

- 1 昭和20年11月27日 財団法人名古屋厚生会設立認可 12月3日登記
- 2 昭和27年 5月23日 財団法人名古屋厚生会の社会福祉法人名古屋厚生会への組織変更認可
- 3 昭和30年 1月10日 一部変更認可 (土地の一部を基本財産に組入)
- 4 昭和30年 6月18日 一部変更認可 (土地の一部を基本財産に組入)
- 5 昭和33年 3月31日 一部変更認可 (土地の一部を基本財産に組入)
- 6 昭和37年 3月 6日 一部変更認可 (資産総額の条文抹消。現金500万円及び建物1棟を基本財産に組入)
- 7 昭和40年11月18日 一部変更認可 (定款準則の一部改正に伴う変更及び愛知県との経営契約による事業内容の変更)
- 8 昭和48年 8月17日 一部変更認可 (定款準則の一部改正に伴う変更)
- 9 昭和53年 6月 1日 一部変更認可 (建物2棟の基本財産組入)
- 10 昭和55年 9月 8日 一部変更認可 (定款準則の一部改正に伴う変更、建物2棟及び職員宿舎の基本財産組入)
- 11 昭和60年10月 4日 一部変更認可 (名古屋市土地改良事業に伴う売却処分金の基本財産組入)
- 12 平成 3年11月 1日 一部変更認可 (定款準則の一部改正、社会福祉事業法の改正、建物2棟の基本財産組入及び常務理事制度の新設)
- 13 平成 6年 4月 6日 一部変更認可 (住居表示に関する法律に基づく事務所所在地の変更)
- 14 平成 6年 9月20日 一部変更認可 (定款準則の一部改正に伴う変更及び住居表示に関する法律に基づく資産所在地の変更)
- 15 平成10年 1月27日 一部変更認可 (定款準則の一部改正に伴う変更及び社会福祉事業法の一部改正に基づく変更)
- 16 平成10年 6月15日 一部変更認可 (児童福祉法の一部改正に伴う変更)
- 17 平成11年12月 8日 一部変更認可 (精神薄弱者福祉法の一部改正に伴う施設種別名称の変更)
- 18 平成15年 1月28日 一部変更認可 (定款準則の変更に伴う変更：評議員及び評議員会、公益を目的とする事業及び収益を目的とする事業に関する規定)
- 19 平成17年 7月 5日 一部変更認可 (社会福祉法人審査要領の一部改正に伴う変更：評議員会の権限及び種別に関する規定の変更)
- 20 平成18年 9月21日 一部変更認可 (障害者自立支援法の施行に伴う目的の変更及び社会福祉法人審査要領の一部改正に伴う変更)
- 21 平成19年11月30日 一部変更認可 (社会福祉法人審査基準の一部改正に伴う変更：財産処分の承認要件、基本財産の運用方法、公告の方法、法人役員等の氏名公開等)
- 22 平成22年 4月28日 一部変更認可 (名古屋市五条荘の指定管理受託経営の追加等)
- 23 平成23年 1月21日 一部変更認可 (障害者福祉サービス事業の経営を追加)
- 24 平成25年 2月 5日 一部変更認可 (特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の経営を追加)
- 25 平成26年 6月17日 一部変更認可 (愛のホーム建物面積の訂正)
- 26 平成28年 3月30日 一部変更認可 (資産の追加)

- 27 平成28年12月28日 一部変更認可（改正社会福祉法定款例に基づく変更）
28 平成29年 3月31日 一部変更届（愛のホーム建物面積の変更）

NAGOYA KOUSEIKAI

社会福祉法人名古屋厚生会定款細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本細則は、定款第43条の規定に基づき、社会福祉法人名古屋厚生会（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(目的)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）は、本章に定めるところにより設置、運営等を行う。

(所掌事項)

第3条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う。

(委員会の構成等)

第4条 委員会の評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）は、監事2名、外部委員1名の合計3名とし、理事会が選任する。

2 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

(委員の解任)

第6条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第7条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。

3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(招集)

第8条 委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行う。

(招集通知)

第9条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

(議長)

第10条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

(評議員の選任)

第11条 評議員の選任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する。
- (2) 理事会は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。

(評議員の解任)

第12条 評議員の解任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第13条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第14条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。

2 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 議事録は、委員会の日から10年間主たる事務所に備え置かななければならない。

(事務)

第15条 委員会の庶務的事項は法人の事務局において行う。

(補則)

第16条 本章に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第3章 評議員会

(役員等の出席)

第17条 理事及び監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

2 法人の職員及び業務を委託している弁護士等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じ、前2項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(議長)

第18条 評議員会に議長をおく。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(理事等の報告・説明)

第19条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第17条第2項に定める者に説明させることができる。

3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。

4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。

5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。

(1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。

ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合

イ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより社会福祉法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 第1号から第3号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(招集)

第20条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨。)

- 2 評議員会の招集通知は、評議員会の日1週間前までに評議員、理事、監事に対して書面で発出する。
- 3 前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。
 - 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
 - 4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員の一部免除
 - (4) 法人の解散
 - (5) 法人の合併契約(吸収合併・新設合併)
 - 5 理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。
 - 6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。
- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。
 - (1) 通常の評議員会の事項
 - ① 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
 - ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
 - ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
 - ⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
 - ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- (2) 評議員会の決議の省略の場合の事項
 - ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした者の氏名
 - ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (3) 評議員会への報告の省略の場合の事項
 - ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名（記名押印）をしなければならない。
- 4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。
- 5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 役員及び職員

(常務理事の業務)

第23条 定款第17条第2項に規定する常務理事が処理する常務の業務は、「事務決裁規程」及び「事務決裁規程の取扱いについて」に定めるところによるものとする。

(役員報酬)

第24条 定款第8条に規定する評議員の報酬及び同第21条に規定する役員報酬については、「評議員及び法人役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」に定めるところによるものとする。

(理事長専決事項)

第25条 定款第24条第1項に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 施設長等の任免その他重要な人事を除く職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。ただし、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもので、次表に掲げる金額の範囲内のもの。なお、当該契約について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等

(表)

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250万円
食料品・物品等の買入れ	160万円
前各号に掲げるもの以外	100万円

- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該取得等について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。当該売却等について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする。
- (8) 予算上の予備費の支出。
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く。

(監事)

第26条 監事は、理事会並びに評議員会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(施設長等)

第27条 定款第22条第2項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。

- (1) 施設長
- (2) 園長

第5章 理事会

(出席者)

第28条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、出席した理事の中からその都度互選により選任する。

(招集)

第30条 理事会の招集には、理事会の日の1週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(決議)

- 第 31 条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとするができる。
 - 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
 - 4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 基本財産の処分
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
 - (5) 保有する株式に係る議決権の行使
 - 5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
 - 6 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略できない。

(議事録)

- 第 32 条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。
- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。
 - (1) 通常の理事会の事項
 - ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 監事が招集したもの
 - ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は 発言の内容の概要
 - ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ウ 理事会で述べられた監事の意見
 - ⑥ 理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
 - ⑦ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

- (2) 理事会の決議の省略の場合の事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (3) 理事会への報告の省略の場合の事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 議事録には、理事長及び監事が署名（記名押印）をしなければならない。
- 4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名（記名押印）する。
- 5 理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 雑則

（規程等の制定）

第33条 定款並びに定款細則のほか、法人が定める規程等は次のとおりとする。

- (1) 経理規程及び同細則
- (2) 就業規則
- (3) 臨時職員就業規則
- (4) 給与規程
- (5) 育児介護休業規程
- (6) 公印規程
- (7) 職名規程
- (8) 次長等に関する規程
- (9) 職員退職慰労金の支給に関する規程
- (10) 評議員及び法人役員等の報酬及び費用弁償に関する規程
- (11) 旅費規程
- (12) 事務決裁規程
- (13) 文書の保存保管に関する規程
- (14) 物品管理規程
- (15) 被服貸与規程
- (16) 施設利用者の苦情解決に関する規則及び同取扱細則
- (17) ヒヤリ・ハット報告に関する規程
- (18) 防火管理規程
- (19) 施設管理規程
- (20) 個人情報管理規程
- (21) 公益通報者保護に関する規程
- (22) 運行管理規程
- (23) 寄附金取扱要綱
- (24) 私的契約児保育料徴収要綱

- (25) 慶弔見舞金支給要綱
- (26) 職員の採用選考に関する要綱

(改廃)

第 34 条 本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

附則

1. この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 28 年 11 月 9 日に承認を得た平成 29 年 4 月 1 日施行細則は廃止する。

NAGOYA
KOUSEIKAI